

資料1 一九世紀・主要事件の年表

不破『革命論研究 上』から

主要事件	運動	マルクス、エンゲルスの活動
<p>1814～15・ウィーン会議</p> <p>30・仏 七月革命</p> <p>47・英 経済恐慌</p> <p>48・仏 二月革命</p> <p>独 三月革命</p> <p>50・英 一〇時間労働法</p> <p>51・仏 ボナパルトのクーデター</p> <p>52・仏 ボナパルト帝政</p> <p>53～56・クリミア戦争</p> <p>57～58・最初の世界経済恐慌</p> <p>58・日 日本開港</p> <p>59～61 第二次イタリア統一戦争</p> <p>61・露 農奴解放令</p> <p>61～65 米 南北戦争</p> <p>62・独 ビスマルク、プロイセン首 相に(ビスマルク時代～90)</p> <p>66・プロイセン⇨オーストリア戦争 経済恐慌</p> <p>68・日 明治維新</p> <p>70・プロイセン⇨フランス戦争</p> <p>71・独 ドイツ帝国成立</p> <p>仏 パリ・コミューン</p> <p>73・経済恐慌。独占資本主義への移 行の転機となる</p> <p>78・独 社会主義者取締法(～90)</p> <p>94～95・日清戦争</p>	<p>1838・英 「人民憲章」</p> <p>52・共産主義者同盟解散</p> <p>63・全ドイツ労働者協会 (ラサール派)</p> <p>64・国際労働者協会</p> <p>69・独 社会民主労働者 党(アイゼナハ派)</p> <p>72・国際労働者協会ハー グ大会。総評議会の ニューヨーク移転を 決定。</p> <p>75・独 ゴータ合同大会</p> <p>79・フランス労働党結成</p> <p>89・第二インタナシヨナ ル(～1914)</p>	<p>1818・マルクス誕生</p> <p>20・エンゲルス誕生</p> <p>45～46・マルクス、エンゲルス『ド イツ・イデオロギー』</p> <p>47・共産主義者同盟</p> <p>48・マルクス、エンゲルス『共産党 宣言』</p> <p>「新ライン新聞」</p> <p>49・マルクス、エンゲルス、ロンド ンに亡命</p> <p>50・マルクス『フランスにおける階 級闘争』</p> <p>エンゲルス、マンチエスターへ</p> <p>51～52・エンゲルス『ドイツにお ける革命と反革命』</p> <p>52・マルクス『ルイ・ボナパルトの ブリュメール一八日』</p> <p>57・マルクス、経済学の草稿執筆開 始</p> <p>59・マルクス『経済学批判』</p> <p>67・マルクス『資本論』第一巻</p> <p>70・エンゲルス、ロンドンに移る</p> <p>71・マルクス『フランスにおける内 乱』</p> <p>75・マルクス『ゴータ綱領批判』</p> <p>77～78・エンゲルス『反デューリ ング論』</p> <p>83・マルクス死去</p> <p>84・エンゲルス『家族・私有財産・ 国家の起源』</p> <p>91・エンゲルス「エルフルト綱領批 判」</p> <p>94・エンゲルス「フランスとドイツ の農民問題」</p> <p>95・エンゲルス「マルクス『階級闘 争』への序文」</p> <p>エンゲルス死去</p>

資料2 ドイツの労働者党の帝国議会総選挙での得票・議席の推移

年	得票数	議席数
1871年3月	12万4000票 (二つの党の合計)	2 (二つの党)
1874年1月	35万1700票 (同前)	9 (同前)
1875年	ゴータでの合同党大会	
1876年	エンゲルス、党機関紙でデューリング批判開始 (78年)	
1877年1月	49万3400票	12
1878年7月	43万7200票	9
10月	「社会主義者取締法」制定。	
1881年10月	31万2000票	12
1884年10月	55万0000票	24
1887年2月	76万3100票	11
1890年2月	142万7300票	35
9月	「社会主義者取締法」廃止。	
1893年6月	178万6700票	44
1895年	エンゲルス死去。	
1898年	210万7100票	56

資料3 各国での普通選挙権の歴史

アメリカ	1776年の独立宣言で規定。 1861〜65年 南北戦争。
フランス	フランス大革命。1792年に共和制と普通選挙権。99年のナポレオン・クーデターで転換。 1848年 二月革命で第二共和制。普通選挙権は48〜50年。 1851年 ルイ・ボナパルトのクーデター。52年 第二帝政。 1870年 フランスIIプロイセン戦争の敗戦。第三共和制宣言。
ドイツ	北ドイツ連邦に普通選挙権導入。議会の権限は小さい。 1871年 ドイツ帝国成立。議会制度は引き継がれる。 1918年 11月革命で共和制宣言。19年 ワイマル憲法。
イギリス	1832年 第一次選挙法改正。これを機に労働者階級の普通選挙権要求運動(チャーチスト運動)が高まる。 1838年 普通選挙権を要求する「人民憲章(チャーター)」発表。 1867年 第二次選挙法改正。都市の労働者の大部分が選挙権獲得。

1884年 第三次選挙法改正。農村と鉱山の労働者の大部分に選挙権。

1918年 第四次選挙法改正。男子普通選挙権確立（21歳以上）。

30歳以上の女性にも選挙権（28年に21歳に引き下げる）。

#### 資料4 政治体制と社会変革の路線についてのマルクスの定式（一八七八年）

「文献解説」ドイツのビスマルク政府は、ドイツにおける労働者党の躍進をおしとどめようとして、1878年9月、帝国議会に「社会主義者取締法」を提出しました。この議会で、社会民主党のベーベルの反対討論（9月16日）に対して、内務相オイレンブルク伯が答弁に立ちました（9月17日）。マルクスは、この討論記録を入手して、政府見解に反論をくわえながら、議事録の「概要」をつくりましたが、以下は、その「概要」で、政治体制と社会変革の路線との関係を説明した部分です。

「当面の目標は労働者階級の解放であり、そのことに内包される社会変革（変化）である。時の社会的権力者がわかからのいかなる強力的妨害も立ちはだからないかぎりにおいて、ある歴史的発展は『平和的』でありつづける。たとえば、イギリスや合衆国において、労働者が国会（パールメント）ないし議会（コングレス）で多数を占めれば、彼らは合法的な道で、その発展の障害になっている法律や制度を排除できるかも知れない。しかも社会的発展がそのことを必要とするかぎりだけでも、それにしても、旧態に利害関係をもつ者たちの反抗があれば、『平和的な』運動は『強力的な』ものに転換するかも知れない。その時は彼らは（アメリカの内乱やフランス革命のように）強力によって打倒される、『合法的』強力にたいする反逆として」（マルクス「社会主義者取締法にかんする帝国議会討論の概要」一八七八年九月 全集〔34〕四二二ページ）。